

液晶モニター購入一式  
調達仕様書

令和7年1月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

## 目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 業務件名 .....        | 2 |
| 2. 契約期間 .....        | 2 |
| 3. 業務概要 .....        | 2 |
| 4. 作業内容 .....        | 2 |
| 4.1 作業の内容 .....      | 2 |
| 5. 納入期限および納入場所 ..... | 2 |
| 5.1 納入期限 .....       | 2 |
| 5.2 納入場所 .....       | 3 |
| 6. 情報システムの要件 .....   | 3 |
| 6.1 ハードウェア要件 .....   | 3 |
| 7. 保守要件 .....        | 4 |
| 7.1 ハードウェア保守要件 ..... | 4 |
| 8. 特記事項 .....        | 4 |
| 8.1 検収条件等 .....      | 4 |
| 8.2 応札制限 .....       | 4 |
| 8.3 契約不適合責任 .....    | 4 |
| 8.4 再委託 .....        | 5 |
| 8.5 秘密保持 .....       | 6 |
| 9. 窓口連絡先 .....       | 6 |

## 1. 業務件名

液晶モニター購入一式

## 2. 納入期限

令和 7 年 3 月 14 日

## 3. 業務概要

本調達業務（以下「本業務」という。）は、医療情報科学部職員が使用する液晶モニターの購入、および既設液晶モニターの回収、廃棄作業を実施するものである。

## 4. 作業内容

本業務の受注者は、本業務にて購入する液晶モニターを PMDA が指定する座席へ設置し、既設の液晶モニターを撤去、および産業廃棄のマニフェスト制度に従い、撤去した液晶モニターの廃棄処理を行なうこと。

### 4.1 作業の内容

本業務の範囲は以下の事項とし、これに伴う PMDA との協議・調整業務並びに打合せ等への出席を含むものとする。

- （１） 本業務にて指定する液晶モニターの納品・開梱、および PMDA が指定する座席への設置、既存モニターへの接続、電源の接続（作業実施日は平日とし、開梱作業は日中でも可能であるが、座席への設置作業は 17 時以降で機構と調整すること）
- （２） 指定の場所に集められた既設の液晶モニターの回収
- （３） 撤去した既設の液晶モニターの廃棄（マニフェスト制度に従っての廃棄処理）、開梱資材の廃棄  
※廃棄に係る費用は受注者負担  
※※廃棄するモニター数は 50 台程度（台数については多少増減する可能性がある）

## 5. 納入期限および納入場所

### 5.1 納入期限

本業務の受注者は、6.1 ハードウェア要件に示す液晶モニターを、令和 7 年 3 月 14 日ま

でに納入・開梱、設置すること。なお、最終検収日は令和 7 年 3 月 21 日とする。

## 5.2 納入場所

新霞が関ビル内、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報科学部

## 6. 情報システムの要件

### 6.1 ハードウェア要件

- ・ 本業務において導入する液晶モニターに要求する基本スペックを以下に示す。

|                 |                                                                                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 台数              | 50 台                                                                                      |
| 画面サイズ           | 27 インチ                                                                                    |
| アスペクト比          | 16:9                                                                                      |
| 解像度             | 4K (3,840×2,160)                                                                          |
| リフレッシュレート       | 60Hz 以上                                                                                   |
| 液晶パネル種類         | IPS (AAS も可)                                                                              |
| 表面タイプ           | ノングレア                                                                                     |
| 視野角             | 178° (H) / 178° (V)                                                                       |
| 輝度              | 300cd/m2 以上                                                                               |
| 入力端子            | HDMI ×2 以上<br>USB Type-C (DP Alt mode、USB PD) ×1 以上<br>USB 3.x Type-A ×2 以上<br>オーディオ出力 ×1 |
| 電源入力            | 100V、50 / 60Hz                                                                            |
| 上下角度調節 (チルト)    | -5° ~ 15°                                                                                 |
| 左右首振り機能 (スイーベル) | R30° /L30°                                                                                |
| 画面回転機能 (ピボット)   | -90° ~ 90°                                                                                |
| 製品保証期間          | 製品本体保証 : 3 年間                                                                             |
| ケンジントンロック       | 対応                                                                                        |
| 付属品             | USB Type-C to - Type-C ケーブル ×1<br>電源ケーブル ×1                                               |

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 対応機能 | 高さ調整、フリッカー軽減、ブルーライト軽減モード<br>USB Power Delivery (65W)<br>USB ハブ機能<br>ケンジントンロック |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|

## 7. 保守要件

### 7.1 ハードウェア保守要件

- ・ 本業務にて納品した機器にて障害が発生した場合、速やかにメーカーへ保守手配ができること。
- ・ 納品する液晶モニターは納品から 3 年間、メーカー保守が可能であること。

## 8. 特記事項

### 8.1 検収条件

設置された液晶モニターの数量が揃っていること。また、納品した液晶モニターの一部に不合格品が生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な対応を行った後、PMDA の承認を得て指定した日時までに再納品すること。

### 8.2 応札制限

以下に掲げる事項に該当する事業者は応札者となれない。

- ① PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- ② ①の親会社および子会社（「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規定」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社および子会社をいう。以下同じ。）
- ③ ①と同一の親会社を持つ事業者
- ④ ①から委託を受けるなど緊密な利害関係を有する事業者
- ⑤ 過去に独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務に関わり、遅延又は改善等に関する指導を受けたことがある事業者

### 8.3 契約不適合責任

本調達業務の最終検収後 1 年以内の期間（不具合対応が発生した場合には、その時点から 1 年以内の期間）において、納品した液晶モニターに関して安定稼働等に関わる不具合

の疑いが生じた場合に **PMDA** が必要と認めた場合は、受注者は速やかに不具合の疑いに関して調査し回答すること。

調査の結果、納品した液晶モニターに関して不具合等が認められた場合には、受注者の責任および負担において速やかに修理・交換を行うこと。

## 8.4 再委託

①本調達業務の受注者は、本調達業務に係る契約（以下「当該契約」という。）の全部又は主要部分を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

②本調達業務の受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）には、**PMDA** に対して次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の総額が一定金額（50 万円）未満の場合は、この限りでない。

- （１）再委託する相手方の商号又は名称および住所
- （２）再委託する相手方の業務の範囲および履行体制図
- （３）再委託を行う合理的理由
- （４）再委託する相手方が、再委託される業務を履行する能力
- （５）再委託に要する費用
- （６）その他必要と認められる事項

③本調達業務の受注者は、本業務の一部を再委託する場合、再委託の相手方に対し、当該契約に基づき本調達業務の受注者が **PMDA** に対して負担するものと同一の義務を負わせるものとし、再委託先に関する全ての責任を負うものとする。

④前項の場合、本調達業務の受注者は、再委託の相手方に対し、当該契約内容を準用して、本調達業務の受注者が当該契約を遵守するために必要な事項を全て明記した契約を締結しなければならない。

⑤本調達業務の受注者は、再委託する相手方を変更する場合その他の事由により、**PMDA** から承認を受けた内容を変更する場合には、②のただし書に該当する場合を除き、予め、**PMDA** に対し、同項に規定する承認申請書を **PMDA** に提出し、その承認を受けなければならない。

⑥本調達業務の受注者は、再委託の相手方からさらに第三者へ再委託する場合（以下「再々

委託という。』) には、②から⑤の再委託にかかる定めを準用する。

⑦再々委託先からさらに第三者へ委託することはできない。

## 8.5 秘密保持

本調達業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、次のとおりである。

- ①受注者は、本調達業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報および受注者が作成した情報を、本調達業務の目的以外に使用、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ②受注者は、本調達業務を実施するに当たり、PMDA から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、次の事項に従うこと。
  - ・複製しないこと。
  - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却すること。
  - ・本調達業務完了後、上記①に記載される情報を削除、又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA へ提出すること。
- ③受注者は、本調達業務の実施の過程で協力医療機関が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）を当該協力医療機関の承諾を得ないで本調達業務の目的以外に使用、又は協力医療機関以外（PMDA を含む。）に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ④別に『秘密保持等に関する誓約書』を提出し、これを遵守しなければならない。

## 9. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報科学部  
医療情報科学部庶務（iryojoho-shomu●pmda.go.jp）、  
電話：03-3506-9473  
※●は@に置き換えてください。